

令和 7 年度 監 査 計 画

第 1 基本方針

県では、ワイズスペンディングの視点による費用対効果の高い事業への見直しや、民間リソース等の積極的活用、自ら「稼ぐ」施策、デジタル化による事務の効率化等を進めることにより、限られた人的資源と財源を生み出し、新たな富の創出に向けた未来への投資や、持続可能な成長の促進、県民の幸福度の向上のための取組に集中していくこととしている。

一方で、国際情勢や経済状況により、税収などの歳入の先行きが不透明な状況のなか、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加により、引き続き厳しい財政状況が見込まれている。

こうした中、限られた財源を効率的・効果的に活用した行政運営や財務事務の適正性の確保に努め、県民の福祉の増進に資するため、本年度は、以下の取組方針のもと、より質の高い監査等を実施する。

第 2 取組方針

1 重要度の高いリスクに焦点を当てた効果的な監査

効率的かつ効果的に監査を実施するためにリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を評価した上で重点優先監査項目を設定し、重要度の高いリスクに焦点を当てた効果的な監査を実施する。

2 内部統制の状況に応じた監査

内部統制制度が導入され5年が経過し、その定着が図られてきていることから、内部統制の整備及び運用の状況を確認し、整備上又は運用上の不備がない場合は、リスクの程度が低いものとして監査範囲の縮小を検討し、より本質的な監査実務に人的及び時間的資源を重点的に振り向けるなど、効率的かつ効果的に監査を実施する。

3 3 E の観点を取り入れた監査

事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等にのっとり、適正かつ正確に執行されているかはもとより、コスト縮減等経済的・効率的な執行が行われているか、事業手法が目的を達成するために有効なものかなど、3 E（経済性、効率性、有効性）の観点を取り入れた監査を実施する。

4 DX の活用による効率的な監査

県庁全体のDXの推進を踏まえ、新財務会計システムや文書管理システムを有効に活用するとともに、オンラインを活用した監査等を推進するなど、内部事務のデジタル化に対応した効率的な監査を実施する。

5 職員の資質向上による質の高い監査

D Xなど監査を取り巻く環境の変化に対応しつつ、県の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関する専門能力の向上や多様な知識の蓄積を図るなど、事務局職員の資質向上に努め、より質の高い監査に繋げる。

第3 実施計画

1 監査

(1) 定期監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、正確であり、かつ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

① 対象機関

別紙1のとおり

② 実施期間、監査対象年度

監査の実施期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとし、監査対象年度は次のとおりとする。

監査の実施時期	監 査 対 象 年 度
令和7年4月1日 ～ 9月30日	令和6年度会計（県庁については出納整理期間を含む全部、地域機関等については監査基準月まで）及び令和5年度会計の前回監査実施以降分（地域機関等）
令和7年10月1日 ～ 8年3月31日	令和7年度会計の監査基準月まで 令和6年度会計の前回監査実施以降分

③ 実施方法・体制等

監査は個別、集合又は書面により実施する。

具体的な監査方法等については、定期監査実施要領による。

(2) 行政監査

事務の執行が法令等に適合し、正確であり、かつ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

① 対象機関

別途協議の上、選定する。

② 実施方法・体制等

行政監査実施要領等による。

(3) 随時監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の適性を徹底するため、監査委員が必要があると認めるときに監査する。

① 対象機関

監査委員が必要があると認める機関

② 実施時期・実施方法・体制等

別途協議の上定める。

(4) 財政的援助団体等の監査

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査する。

① 対象機関

別途協議の上、選定する。

② 実施方法・体制等

財政的援助団体等監査実施要領による。

2 検査

(1) 例月現金出納検査

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査する。

① 検査対象

一般会計、特別会計及び公営企業会計

② 実施方法・体制等

例月現金出納検査実施要領による。

3 審査

(1) 内部統制評価報告書審査

知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査する。

① 審査対象

内部統制評価報告書

② 実施方法・体制等

内部統制評価報告書審査計画による。

(2) 決算審査

決算その他関係書類が法令等に適合し、かつ、正確であるか審査する。

- ① 審査対象
一般会計、特別会計及び公営企業会計
- ② 実施方法・体制等
別途定める。

(3) 基金の運用状況審査

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。

- ① 審査対象
令和6年度会計は対象なし
- ② 実施方法・体制等
別途定める。

(4) 健全化判断比率審査

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等に適合し、かつ、正確であるか審査する。

- ① 審査対象
一般会計、特別会計及び公営企業会計等
- ② 実施方法・体制等
別途定める。

(5) 資金不足比率審査

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等に適合し、かつ、正確であるか審査する。

- ① 審査対象
公営企業会計
- ② 実施方法・体制等
別途定める。

第4 実施時期

別紙2のとおり

令和 7 年度 定期監査対象機関数

区 分 部 局 別			監査対象 機関数 (A)+(B)
	県 庁 (A)	地域機関等 (B)	
知 事 戦 略 部	8	1	9
総 務 部	10	15	25
地 域 創 生 部	6	6	12
生 活 こ ど も 部	6	7	13
健 康 福 祉 部	11	17	28
環 境 森 林 部	7	10	17
農 政 部	7	12	19
産 業 経 済 部	6	5	11
県 土 整 備 部	12	15	27
会 計 局	1		1
知 事 部 局 計	74	88	162
企 業 局	5	6	11
病 院 局	1	4	5
議 会 事 務 局	1		1
各 種 委 員 会	4		4
教 育 委 員 会	9	97	106
警 察 本 部	1	16	17
委 員 会 等 計	21	123	144
合 計	95	211	306
前 年 度 合 計	94	211	305
増 減	1	0	1

令和 7 年度 監査等計画表

実施月	職 員 事 務 調 査		委 員 監 査	検 査 ・ 審 査																				
4	定期監査 地域機関等		地域機関等 環境森林部 農政部 県土整備部																					
5	環境森林部	9		地域機関等 環境森林部 農政部 県土整備部	例月現金出納検査																			
	農政部	5																						
	県土整備部	14																						
6		計 28	県庁 地域機関等	企業会計決算審査 例月現金出納検査																				
7	定期監査 県庁	95			県庁 地域機関等	決算審査 健全化判断比率審査 資金不足比率審査 内部統制評価報告書審査																		
	地域機関等	4																						
8		計 99	財政的援助団体等	普通会計決算審査 (決算特別委員会)																				
9	随時監査 財政的援助団体等監査				財政的援助団体等	普通会計決算審査 (決算特別委員会)																		
	〔 出資団体・指定管理者 〕 〔 補助金交付団体等 〕																							
10			地域機関等 総務部 地域創生部 生活こども部 健康福祉部 環境森林部 農政部 産業経済部 企業局 病院局 教育委員会 警察署	例月現金出納検査																				
11	定期監査 地域機関等				地域機関等 総務部 地域創生部 生活こども部 健康福祉部 環境森林部 農政部 産業経済部 企業局 病院局 教育委員会 警察署	例月現金出納検査																		
	総務部	13					地域機関等 総務部 地域創生部 生活こども部 健康福祉部 環境森林部 農政部 産業経済部 企業局 病院局 教育委員会 警察署	例月現金出納検査																
12	地域創生部	6							地域機関等 総務部 地域創生部 生活こども部 健康福祉部 環境森林部 農政部 産業経済部 企業局 病院局 教育委員会 警察署	例月現金出納検査														
	生活こども部	7									地域機関等 総務部 地域創生部 生活こども部 健康福祉部 環境森林部 農政部 産業経済部 企業局 病院局 教育委員会 警察署	例月現金出納検査												
1	健康福祉部	17											地域機関等 総務部 地域創生部 生活こども部 健康福祉部 環境森林部 農政部 産業経済部 企業局 病院局 教育委員会 警察署	例月現金出納検査										
	環境森林部	1													地域機関等 総務部 地域創生部 生活こども部 健康福祉部 環境森林部 農政部 産業経済部 企業局 病院局 教育委員会 警察署	例月現金出納検査								
2	農政部	7															地域機関等 総務部 地域創生部 生活こども部 健康福祉部 環境森林部 農政部 産業経済部 企業局 病院局 教育委員会 警察署	例月現金出納検査						
	産業経済部	5																	地域機関等 総務部 地域創生部 生活こども部 健康福祉部 環境森林部 農政部 産業経済部 企業局 病院局 教育委員会 警察署	例月現金出納検査				
3	企業局	6																			地域機関等 総務部 地域創生部 生活こども部 健康福祉部 環境森林部 農政部 産業経済部 企業局 病院局 教育委員会 警察署	例月現金出納検査		
	病院局	4																					地域機関等 総務部 地域創生部 生活こども部 健康福祉部 環境森林部 農政部 産業経済部 企業局 病院局 教育委員会 警察署	例月現金出納検査
4	教育委員会	97																						
	警察署	16	地域機関等 総務部 地域創生部 生活こども部 健康福祉部 環境森林部 農政部 産業経済部 企業局 病院局 教育委員会 警察署	例月現金出納検査																				
5		計 179			地域機関等 総務部 地域創生部 生活こども部 健康福祉部 環境森林部 農政部 産業経済部 企業局 病院局 教育委員会 警察署	例月現金出納検査																		
定期監査合計		306																						

※必要に応じて実施時期を変更できるものとする。